

I. はじめに

平成 29 年 3 月末日以後に終了する年度決算又は四半期決算から、新しい決算短信・四半期決算短信作成要領等（2017 年 2 月版）が適用されることとなりました。一般的には「決算短信の簡素化」としてメディアに取り上げられることが多かったのではないのでしょうか。

今回の Seiwa Newsletter では、新たに適用される短信作成要領における従来からの変更点や実務における留意事項に焦点を当てて解説します。

II. 今回の改定の経緯

そもそも、どうしてこのタイミングで短信作成要領が改定されたのでしょうか。それは、アベノミクス第 2 ステージとして一昨年に公表された「日本再興戦略」改訂 2015 に遡ります。この改訂戦略の鍵となる施策の一つに、「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化が謳われています。

その中で、投資家に対する企業情報の開示が迅速かつ効率的になされるよう、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールを見直し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、中長期計画等の開示を充実させるための方策などを総合的に検討することが盛り込まれました。

これを受けて、昨年 4 月に金融審議会から決算短信を簡素化する考え方が公表され、同年 10 月に東京証券取引所が新たな短信作成要領を公表しました。

III. 短信作成要領の主な変更点

今回の改定のポイントは、サマリー情報が開示義務から開示要請に変更された点や記載内容が削減されたことです。東京証券取引所ウェブサイトで公表された改定後の短信作成要領を見ながら、具体的な内容を確認しましょう。

(1) 開示要請事項の限定等による自由度の向上

サマリー情報が従来の義務から要請事項に変更されました。そのため、作成要領に掲げられている様式は、添付資料と同様に、あくまで参考としてその使用を要請するにとどまります。この改訂により、それぞれの企業の状況に応じた自由な開示が可能となります。（【図表 1】参照）

(2) 速報性に着目した記載内容の削減による合理化

決算短信の速報性に着目し、その開示内容がスリム化されました。具体的には、これまで分析が必要とされた経営成績及び財政状態については、その概況を記載すれば良く、中期経営計画等の進捗状況や目標とする経営指標の達成状況などは記載を要しないこととされました。

また、同じく速報性は求められないものの、投資者の投資判断に必要な情報である経営方針については、有価証券報告書等に記載することで開示内容を整理しています。

さらに、連結財務諸表及び主な注記については、投資判断を誤らせるおそれがない場合に限り、決算短信の開示時点では記載せずに、準備が整った段階で追加開示することも認められました。この場合には、先行開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報、例えば要約財務諸表などを開示します。（【図表 2】参照）

【図表 1】 開示様式（サマリー情報）の新旧対照表

改定前 << 開示義務 >>	改定後 << 開示要請 >>
1. 連結業績 (1) 連結経営成績 (2) 連結財政状態 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 2. 配当の状況 3. 連結業績予想 ※ 注記事項 (1) 重要な子会社の異動 (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 (3) 発行済株式数 ※ 監査手続の実施状況に関する表示 ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	1. 連結業績 (1) 連結経営成績 (2) 連結財政状態 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 2. 配当の状況 ※ 注記事項 (1) 重要な子会社の異動 (2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 (3) 発行済株式数 ※ 決算短信は監査の対象外です ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

【図表2】開示様式（添付資料）の新旧対照表

改定前 <一律に記載を要請している事項>	改定後 <記載を要請している事項>
(a) 「添付資料の目次」 (b) 「経営成績・財政状態に関する分析」 【経営成績に関する分析】 (当期の経営成績) (今後の見通し) <u>(中期経営計画等の進捗状況)</u> <u>(目標とする経営指標の達成状況)</u> 【財政状態に関する分析】 <u>(資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する分析)</u> <u>(キャッシュ・フロー関連指標の推移)</u> (c) 「継続企業の前提に関する重要事象等」 (d) 「経営方針」 <u>(会社の経営の基本方針)</u> <u>(目標とする経営指標)</u> <u>(中長期的な会社の経営戦略)</u> <u>(会社の対処すべき課題)</u> <u>(その他、会社の経営上重要な事項)</u> (e) 「会計基準の選択に関する基本的な考え方」 (f) 「連結財務諸表」 (継続企業の前提に関する注記) (会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示) (セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象)	【経営成績等の概況】 当期の経営成績・財政状態の概況 今後の見通し 継続企業の前提に関する重要事象等 【会計基準の選択に関する基本的な考え方】 【連結財務諸表及び主な注記】 連結財務諸表 継続企業の前提に関する注記 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象 (※1) 改定前の「経営方針」は有価証券報告書等に記載する (※2) 投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報及び経営成績等の概況を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示する この場合、各社の状況に応じて、先行開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について開示する

これらの速報性に関する改訂は、欧米諸国の年度の制度開示を参考にしています。例えば、米国では、決算日後の早い時期に自由な様式で作成した速報データを公表し、その後、証券法に基づくアニュアルレポート（日本の有価証券報告書に相当）を開示するとともに、当該レポートをもとに十分な時間をかけて株主総会資料が作成されます。

【図表3】国別の株主総会開催時期

国	株主総会開催時期
日本	決算日から3ヶ月以内
米国	前回の株主総会の後、13ヶ月以内 (実務上は6ヶ月以内が多い)
英仏独	決算日から6~8ヶ月以内

実務的には、「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合」の判断が難しく、具体的な指針が示される必要があるものと考えられます。

ポイント！
速報性の観点から記載内容を簡素化する場合には、投資家ニーズを考慮しながら、従来の開示情報とのバランスに留意する

(3) 監査及び四半期レビューが不要であることの明確化

上場会社は決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示することが義務付けられていますが、実際には、上場会社の約4割が監査法人による監査終了後に決算短信を公表しています。速報性の観点からは、決算期末後30日以内の開

示がより望ましいものと考えられていますので、監査終了を待たずに決算の内容が定まった段階での公表を促すため、改定後の作成要領では、サマリー情報において、決算短信が監査の対象外である旨を明確に記載することを要請しています。
 (【図表1】参照)

この点、従来の作成要領でも、「監査手続の実施状況に関する表示」において監査手続が終了していない旨の記載が求められていましたが、今回の改定では、短信利用者が理解しやすいように、より簡潔明瞭な表現へ変更されました。

ポイント！
実務では、監査のどのタイミングで決算短信を開示できるかについて、監査人を含む社内外の関係部門との早期調整が必要

IV. おわりに

今回は短信の簡素化のみの改定でしたが、短信を含む会社法及び金融商品取引法の諸制度全般にわたる改定によって、企業の実務負担を軽減するとともに、投資家の投資判断に資する情報を適時・適切に提供できる制度の構築が望まれます。

ご質問等は下記までお願いいたします
 メール : research@seiwa-audit.or.jp
 ウェブサイト : http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/